

竹島/独島問題の疑問に答える

2019.10.12

竹島＝独島問題研究ネット

www.kr-jp.net

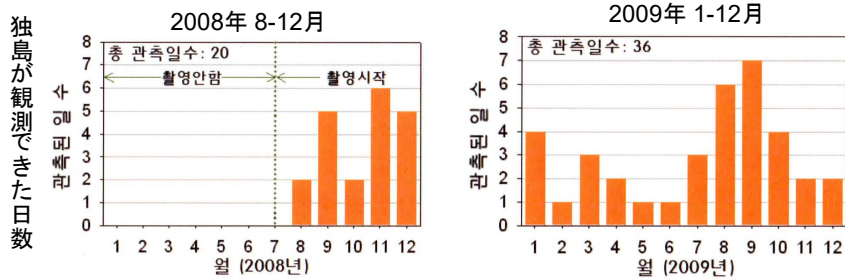
領土議連の公開質問状

- 日本の領土を守るため行動する議員連盟
 1. 韓国「竹島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきた」、歴史的根拠・史料？
 2. 韓国領土として認識・統治してきた根拠？
 3. 「太政官指令」(1877年)後、竹島は日本ではどのように認識されていったのか、その歴史的経緯と事実？
 4. 終戦後、竹島は韓国の領土とする国際法上の根拠・文書は？

2

1. 韓国側は「竹島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきた」としているが、それを示す歴史的根拠・史料は何か

① 鬱陵島から独島が肉眼で見える



3

<見えること>は軍艦 新高『行動日誌』(1904)中のさし絵「リヤンコ島のスケッチ」にて確認される



② <見えること>で

独島が鬱陵島と同じ圈内との認識が生じる

『世宗実録地理誌』1454

于山・武陵[鬱陵]、二島は県の真東の海中にあり。二島は相去ること遠からず、天氣が清明なら望見できる。

4

日本でも松島(独島)は「付属」

- 「竹島の内松島」
 - 竹島(鬱陵島)渡海免許を斡旋した阿倍/亀山書状
- 「竹島近所の小島」
 - 元禄期、漁獵を実際におこなった大谷家の文書
- 「右[竹島]最寄りの松島」
 - 天保期、評定所の八右衛門に対する判決文
- 「松島は竹島の隣島」
 - 明治、外務省「竹島・松島 朝鮮附属に相成候始末」
- 日本政府の独島領有意思を示す資料は無

5

2. 韓国側は「韓国が竹島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されている」としているが、それを証明する文献は何か

1) 17世紀以前、于山島は独島？

15世紀、『太宗実録』、鬱陵と混同

16世紀、『新增東国輿地勝覧』、一説に于山・武陵本一島

これらは、于山島の位置や大きさなどがあいまい

東海中に于山・鬱陵、二島の存在を確認したのみ

6

16世紀の朝鮮地図(希少)



「八道総図」『新增東国輿地勝覧』付属、干山島あり

4

16世紀の日本地図(希少)



安土桃山時代、日本地図屏風、竹島・松島は無

8

2) 17世紀末、日・朝で明確に

- 二つの事件
- 1. 1693年、大谷家が竹島から安龍福らを連行・訴え
- 幕府は朝鮮人の竹島渡航禁止を要求、対馬交渉
- 元禄竹島一件
交渉は暗礁へ

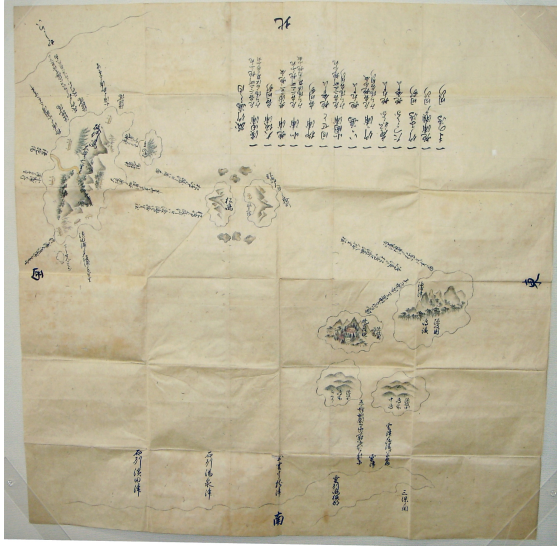


幕府、鳥取藩に問合せ 1695-6年

- 松島関連は、小谷伊兵衛差出候 竹島の書付
 - 福浦より松島へ80里ほど
 - 松島より竹島へ40里ほど
 - 松島へ伯耆国より海路120里ほどあります
 - 松島より朝鮮へは8, 90里程と聞いている
 - 松島は(日本の)いずれの国へ付属する島でもないと聞いています
 - 松島へ獵に行ったのは竹島へ渡海の道筋なので立寄って獵をしました

10

小谷、竹島の絵図 1696年提出

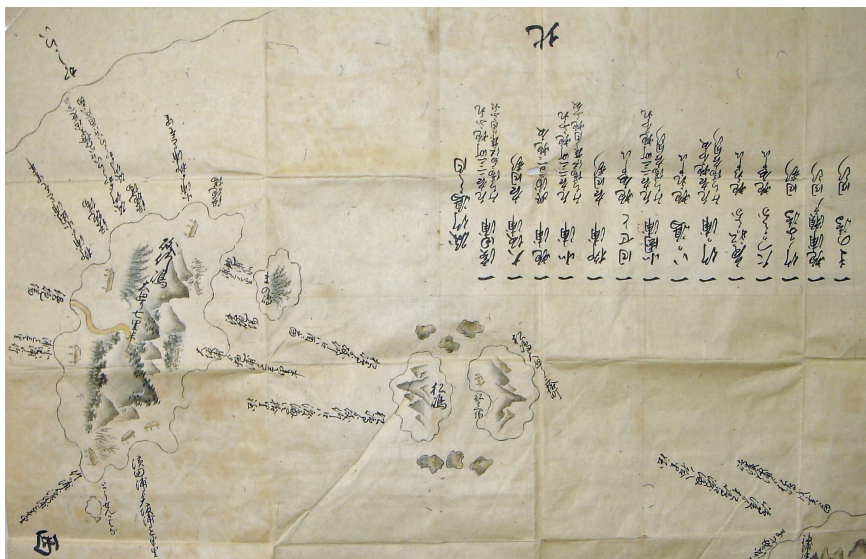


「日本政府見解
(1962年)別刷p.140

「享保9年
(1724年)、幕命
によって伯耆の池
田藩が調達した
松島、竹島の図
は、…当時の人
が竹島(当時の松
島)を熟知してい
たことを示す**決定
的な証拠**である」

11

小谷絵図 拡大図 1696年



2. 安龍福の竹島訴訟 1696年

竹島渡海禁止令後
安龍福は官吏詐称

- 隠岐 村上家文書
安龍福の主張
 - 竹島・松島は朝鮮の鬱陵島・子山島(于山島)
 - 朝鮮-竹島 30里
 - 竹島-松島 50里
- 朝鮮官撰書に反映



13

17世紀末以降、朝鮮の認識

- 于山国 = 鬱陵島 + 于山島 (日本の松島)
- 輿地志がいうには、鬱陵・于山は皆于山国の地、于山はすなわち倭がいう松島なり
 - 『東国文献備考』 1770
 - 『萬機要覧』 1808
 - 『増補文献備考』 1908
- しかし、于山島は文献のみ、伝説の島と化す
- 1894年代から漁民が独島でアシカ猟、その島を독섬 (toksəm) と呼ぶ—勅令41号の石島 (別刷 p.132)

14

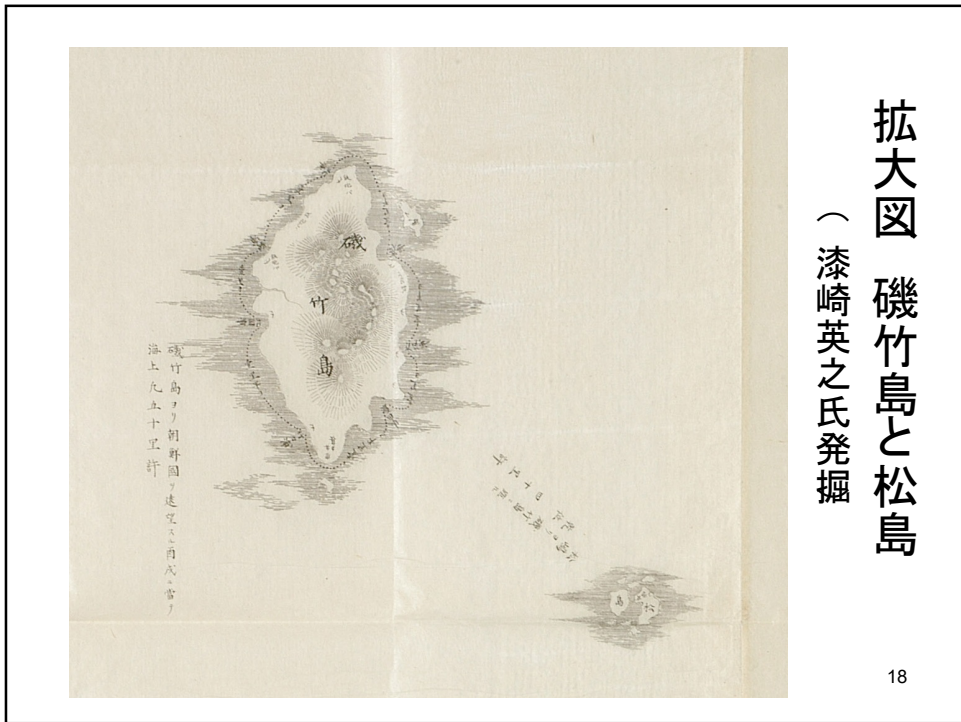
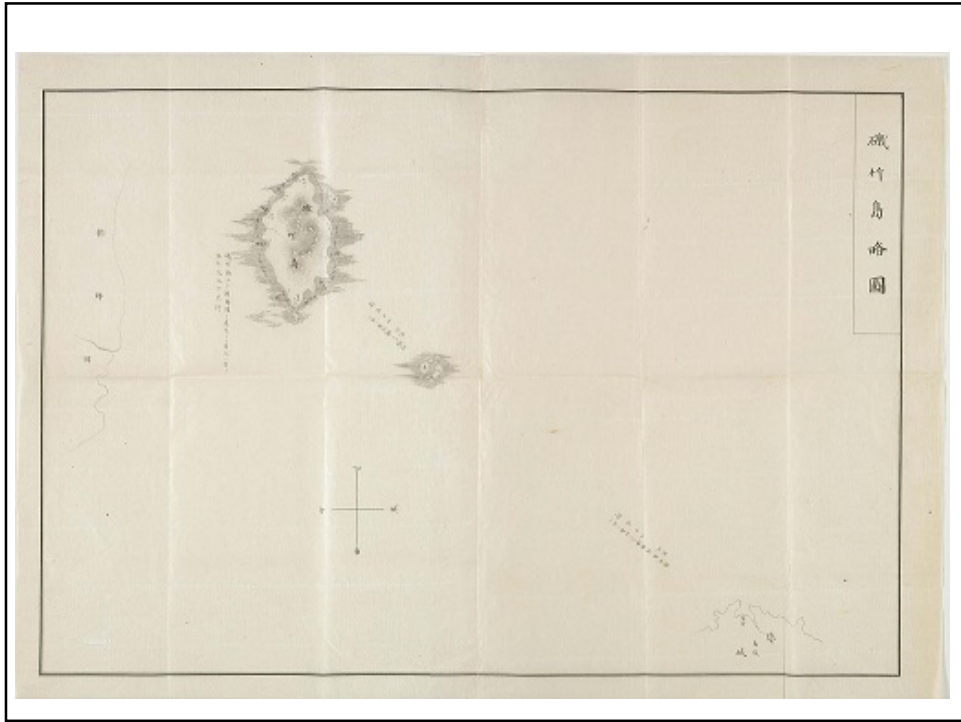
3. 韓国側は「1905年、島根県告示による竹島編入の試みがあるまで、日本政府は竹島が自国の領土でないと認識していた。これは1877年の「太政官指令」など日本政府の公式文書でも確認できる」としているが、その「太政官指令」で「竹島外一島」とされた島々が、その後、日本ではどのように認識されていったのか、その歴史的経緯と事実についてどのように理解されているのか、説明を求める。

15

「竹島外一島」とは

- 太政官「竹島外一島」、本邦と関係なし
- 島根県「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」(内務省宛)
伺書にて、「次に一島あり 松島と呼ぶ、周回30町ばかり、竹島と同一線路に在り、隠岐を距てる80里ばかり」、地図「磯竹島略図」を添付
- 島根伺書の「竹島外一島」は竹島と松島、すなわち鬱陵島と独島—**異論は皆無**

16



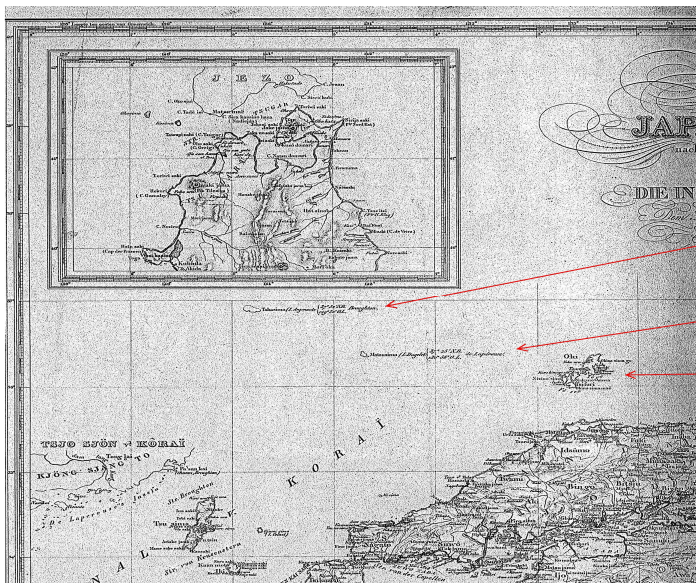
拡大図 磯竹島と松島
 (漆崎英之氏発掘)

内務省伺の「竹島外一島」

- 内務省:「竹島外一島」本邦無関係、太政官へ島根伺を審査したので、当然「外一島」は独島
- 塚本孝氏も同意、しかし、変説
竹島＝鬱陵島、外一島＝鬱陵島の**可能性**
- 下條氏も同意、しかし、何度も変説、最近竹島はアルゴノート(架空)、松島は鬱陵島
竹島渡海免許などの対象がアルゴノート？
- 新藤義孝氏(領土議連会長)は下條説支持？
－竹島外一島はどこを指すのか、明言なし

19

シーボルト「日本地図」 1840



アルゴノート・
タカシマ
ダジュレー・
マツシマ
オキ

20

1905年以前の竹島・松島

- 内務省地理局の地図に両島がない
- 水路部は
 - 竹島(鬱陵島)を「松島」と命名
 - 松島(独島)をリアンコールト列岩と命名し、『朝鮮水路誌』や「朝鮮東岸」に記載、日本資料に無水路誌や海図は領土・領海意識が反映
- 内務省は、中井養三郎の「リヤンコ島領土編入並に貸下願」(1904)に対し、「韓国領地の疑ある」として猛反対

21

閣議、「無主地」編入 (1905)

- 無人島[独島]は他国においてこれを占領したりと認むべき形跡なく…
- 明治36年以来 中井養三郎なる者が該島に移住し漁業に従事せることは関係書類に依り明なる所なれば 国際法上占領の事実ある…島根県所属に
- 外務省の「再確認」見解に反し、下條氏は
 - 「国際法に基づいて無主の地であったリヤンクール島[独島]を竹島と命名して日本領としており」
- 独島は、1900年勅令41号にて鬱島郡管轄下
 - 無主地ではなかった、島名は「石島」(toksəm)

22

4. 韓国側は「第二次世界大戦の終戦後、竹島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使している」としているが、その国際法上の根拠・文書は何か

- 本来、領土の確定は講和条約によるが、
 - SF講和条約に独島の明文規定がない
 - 第2条は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」
- この「朝鮮」に独島を含むか、どうか
 - 条約の交渉記録や締結時の事情から判断

23

条約文の共同提案国

- 英国、リアンクール(独島)を韓国領
- 米国、当初は韓国領、1949年末に日本領
 - ①1905年、島根県へ編入
 - ②日本漁民がアシカ猟をおこなった
 - ③タケシマに朝鮮名がなく、朝鮮の領土主張が無
 - ④米国が射爆場に使用、気象・レーダ基地に有用
- 米国、ラスク書簡(1951)にて韓国の要求拒否
 - 理由、上記①および、**朝鮮の一部ではなかった**

24

SF条約の解釈

- ダレス電文 1953.12.9
 - ラスク書簡は、今は日本へ伝える時期ではない
 - SF条約、リアンクールを日本にしたとする米国の立場は、多くの条約署名国の一国に過ぎない
 - 米国は日韓の領土紛争から距離をおくべき
 - 日韓間で調整できなければ ICJで解決すべき
- 英米の見解、食い違ったまま
- 米韓にて、独島は交渉継続中
- 条約は、領土の最終処分が終了

27

独島、韓国領の根拠

- 国際法、ウティ・ポシディーティスの原則
 - 植民地が独立する際、新独立国家の国境線は独立時点の旧植民地の行政区画線を維持する
- 旧植民地「朝鮮」の既存行政区画線は
 - 北は鴨綠江まで、独島を含まず、しかし
- 「大韓民国」独立時点の行政区画線
 - SCAPIN-677、38度線迄、独島を含む(暫定的)
 - SF条約批准まで変更なく、最終的に決定

28

日本も uti possidetis 追隨政策

- 大蔵省令4号 1951.2.13
 - 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 [1950.12.12]第4条第3項の規定に基づく付属の島を定める省令
 - 本邦付属の島は下記以外
 - 鬱陵島、竹の島、濟州島、小笠原諸島…
- 大蔵省令37号 1968.6.26
 - 先の大蔵省令の鬱陵島、竹の島、濟州島を引き続き本邦外に
- 総理府令24号(1951.6.6)なども同様に継続